

一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中

演奏 利用申込書

お申込日 2010年2月10日

※太線の枠内のみ記入してください。

申込者情報欄: (フリガナ)ご住所 〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12 代々木ビル3F... (フリガナ)法人名 株式会社 ジャスラック音楽事務所... (フリガナ)代表者名 代表取締役 音楽太郎... TEL (03) 3481-0000 FAX (03) 3481-△△△△... E-Mail... ご担当部署 企画課 担当担当者 鈴木花子... TEL (03) 3481-0000 携帯電話 (090) 1234-00XX

貴協会が管理する音楽著作物を下記の催物において演奏等により利用することについて、貴協会定める「利用許諾条件」の履行を承諾のうえ、「演奏利用明細書」などを添えて申込みます。

催物名 第8回 JASRAC 音楽祭 開催日 自2010年2月22日 公演回数 全 2回 至2010年2月23日 公演1回の所要時間 2時間 20分 会場名 JASRACホール 入場料 (有)・無 消費税を含まない 等級別入場料の額 ①前売S 800円 ②前売A 600円 ③当日S 900円 ④当日A 700円 ⑤ 円 ⑥ 円 出演者への報酬 (有)・無 (前売・当日・大人・小人・S席・) (A席等設定されたものすべて) 演奏の方法 ①生演奏 2.録音物の再生 出演者名 ギル・ジャスラック・音楽いっしょ 明細書提出日 2010年2月24日 ※開催日から5日以内(「利用許諾条件」2をご参照ください) 備考

※個人情報利用目的については、右記の利用許諾条件第11条に記載しています。

個人情報利用目的の記入欄 (表形式)

市販されている録音物(CD・レコード・テープなど)をそのまま利用する場合は、2を○で囲み、演奏利用明細書の演奏曲目欄の下段に、使用する録音物の製品番号を1曲ごとにご記入ください。

利用許諾条件

- (利用許諾及び禁止) 1. (1) 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「協会」という。)は、演奏利用申込書(以下「申込書」という。)を提出した申込者に対し、催物開催日時点において協会が管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を、申込書記載の範囲において演奏利用することを許諾します。(2) 申込者は、前項の許諾に基づく管理著作物を利用する権利を他に譲渡することはできません。(申込書及び演奏利用明細書の提出等) 2. (1) 申込者は、申込書と共に演奏利用する著作物の明細書、協会所定の演奏利用明細書用紙(以下「明細書」という。)に記載し、プログラム等を添えて、催物開催日の5日前までに協会に提出するものとします。ただし、申込者がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できなかった場合は、明細書の提出日(催物開催日から5日以内の日)を申込書に記入し、その提出を承諾することをもって利用許諾を得ることができるものとします。(2) 申込者の都合により、前項の申込書または明細書に記載した内容を変更して利用する場合は、遅滞なく変更する内容を協会に報告するものとします。(使用料の支払) 3. 申込者は、協会の使用料規程により提出した使用料を、申込書提出のときまたは協会が発行する請求書に定める支払期日までに、協会事務所に持参または送金して支払うものとします。送金に要する手数料は、申込者の負担とします。(使用料規程の適用) 4. (1) 使用料規程の「上演形式による演奏」「演奏会における演奏」または「演奏会以外の催物における演奏」の規定を適用する場合において、申込者が2(1)の申込書及び明細書等のいずれも提出せず、協会より事前の利用許諾を受けなかったときは、協会は、申込者に対し、①1曲1回ごとの使用料、または公演1回ごとの使用料のいずれかの規定を選択して使用料を請求できるものと、申込者は、直ちにこれを支払うものとします。(2) 申込者が2(1)のただし書きに基づき、催物開催日から5日以内に明細書を提出する条件で利用許諾を受けただにもかかわらず、当該指定期日までにこれを履行しなかった場合も前項と同様とします。(保証金の納付と返還) 5. (1) 申込者は、本許諾条件の確実な履行を担保するために、協会が必要と認めるときは、協会に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、催物開催日の前日までに納付するものとします。協会は、申込者が本許諾条件に違反して使用料の全部または一部の支払いを履行しない場合は、保証金をもってその使用料または了りに定める連帯保証に充当することができるものとします。(2) 協会は、申込者が本許諾条件を完全に履行したときは、申込者に対し、協会が交付した受領証を引き替えに、前項の保証金を返還するものとします。ただし、利息は付きません。(使用料の変更) 6. 申込者は、本許諾条件に違反した場合、協会が申込者に対し、(違約金) 7. 申込者が、前項の違約金を支払ったときは、申込者はこれを支払わなければならないものとします。初年度として請求できるものと、申込者はこれを支払わなければならないものとします。(著作人格権の尊重) 8. 申込者は、管理著作物を演奏利用するにあたり、著作者の意に反して管理著作物を歪曲、切断その他改変したり、または著作者の名義若しくは声帯を害するなどして著作者人格権を侵害しないよう留意するものとします。(利用状況調査の実施) 9. 申込者は、催物における管理著作物の利用状況調査のため、協会に対し、協会の調査による利用家別の調査、関係事務の調査その他の権利行使に必要と認められる範囲内において、協会の調査に協力するものとします。(許諾の取り消し) 10. (1) 協会は、(2)のことができたとき、(2) 催物開催日にかぎらず、(3) 個人情報の利用 11. 協会が取得した申込者の個人情報は、次の(1)、(2)のために必要な範囲以外では利用いたしません。(1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音複製権金等分配業務、調査研究及び刊行物の交付その他の広報(2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報 12. 本利用許諾に関する紛争については、協会の本部または支部等の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

(5300031.201003.50000)